

社会福祉法人のぞみの家福祉会 役員等報酬規程

(令和4年3月23日承認)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人のぞみの家福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（役員のうち当法人を主たる勤務場所とする者）については、職務に応じた報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、用務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第13条の規程に準ずる額
- (3) 用務のため出張した時の旅費については、当法人「職員旅費支給規則」の規定を準用する。ただし、この場合の規則中、「職員」は「役員等」と、「旅行命令権者」は「理事長」とそれぞれ読み替えるものとする。また、普通旅費の内、日当・宿泊料の額は別表3のとおりとする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 用務のため出張した時の旅費については、当法人「職員旅費支給規則」の規定を準用する。ただし、この場合の規則中、「職員」は「役員等」と、「旅行命令権者」は「理事長」とそれぞれ読み替えるものとする。また、普通旅費の内、日当・宿泊料の額は別表3のとおりとする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には役員等報酬は支給しないものとする。ただし、理事長が施設長等の管理職を兼務する場合は、職員給与は支給せず、役

員等報酬のみ支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たる時は、職員給与規則第5条に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、会議及び業務出勤の都度支給する。
- 3 報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の申し出により、本人の指定する本人口座に振込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途中における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規程にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この規程は、令和4年4月1日より施行する。

この規程の施行に伴い、平成29年4月1日施行の「役員及び評議員の報酬支給規則」並びに平成29年11月9日施行の「役員及び評議員の旅費支給規則」は廃止する。

附 則 (令和7年6月25日)

この規定は、令和7年7月1日から施行する。

別表1（※1 常勤役員等の報酬）

役職名	報酬（月額）の上限額
理事長	650,000 円
副理事長・常務理事	※2 在職① 530,000 円
	※3 在職② 500,000 円
理事	※4 在職① 470,000 円
	※5 在職② 400,000 円

※1 常勤役員等に対する各年度の報酬総額は1500万円を超えない範囲とする。

※2 在職① 常勤理事又は職員（管理職）であった期間が5年以上

※3 在職② 常勤理事又は職員（管理職）であった期間が5年未満

※4 在職① 常勤理事又は職員（管理職）であった期間が5年以上

※5 在職② 常勤理事又は職員（管理職）であった期間が5年未満

別表2（非常勤役員等の報酬）

（1）理事・監事

役職名	報酬の額	備考
理事長	月額 70,000 円	報酬（月額）の上限額
理事・監事 (理事長を除く)	日額 5,000 円	理事会等会議への出席
	日額 10,000 円	法人業務(監事監査含)のための出勤

※非常勤の理事・監事に対する各年度の報酬総額は120万円を超えない範囲とする。

（2）評議員

用務	報酬の額
評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	半日 5,000 円（4時間以内） 1日 10,000 円（4時間超）

※評議員に対する各年度の報酬総額は20万円を超えない範囲とする。

別表3（普通旅費の内、日当・宿泊料の額）

区分	日当		宿泊料（1夜につき）	
	県内	県外	県内	県外
金額	2,500 円	4,000 円	11,000 円	13,000 円